

## 労働条件の明示・確認の実施促進のための広報キャラクター（愛称「たしかめたん」）の使用規程

### （趣旨）

第1条 この規程は、使用者及び労働者に対して、採用時における労働条件の明示・確認の実施促進を図るために、その広報活動の一環として募集、選考、決定したキャラクター（愛称「たしかめたん」。以下「キャラクター」という。）を厚生労働省以外の第三者が使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### （用途）

第2条 使用者及び労働者向けの周知・広報活動であって、労働条件の確保明示・確認を始め、労働条件の確保改善に関する内容のリーフレット、パンフレット、ポスター等の印刷物及びホームページに使用するものとする。

### （使用制限）

第3条 厚生労働省以外の第三者は、第2条に基づいた場合に、キャラクターを自由に使用できる。ただし、次に掲げる場合には、キャラクターを使用することは出来ない。

- 一 営利を目的とする場合。
- 二 キャラクターの作成趣旨に反するなど、不相当と認められる場合。
- 三 個別の事業における労働条件の適法性を保証する目的で使用する場合。

### （使用の中止等）

第4条 キャラクターの使用に関し、前条各号に該当すると認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、厚生労働省労働基準局総務課はその使用を差し止めることができる。

### （報告）

第5条 キャラクターを使用した場合には、使用後に遅滞なく、労働条件の明示・確認の実施促進のための広報キャラクター（愛称「たしかめたん」）使用報告書（別紙）及び使用物品等の現物、写真、又はコピーを労働基準局総務課総務第二係宛てに郵送又はメールで提出すること。

### 【必要記載事項】

- 1 自治体名、または団体名
- 2 住所
- 3 担当者名及び連絡先（電話番号、メールアドレス）
- 4 使用期間
- 5 使用目的（リーフレット、パンフレット、ポスター等の印刷物及びホームページ等）

ジに使用する場合は、該当資料の添付又は該当 URL を記載すること。)

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 別紙のキャラクターの形状及び色彩のとおり正しく使用し、デザインの変更など応用使用はしないこと。

(規程の改定)

第8条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第9条 この規程は、平成27年5月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月17日から施行する。